

一 般 質 問

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	5番 峯尾 進	(1) 集中豪雨対策の充実強化は (2) 指定管理者制度の課題と今後の方針は
2	13番 成川 保美	「教育日本一」の町づくりを
3	11番 岸 光男	令和2年度予算編成は
4	7番 尾尻 孝和	(1) 中井町火葬料補助を引き上げ、町民負担を秦野斎場 11,000 円、小田原市斎場 12,000 円に (2) 公立・公的病院の再編統合対象として名指しされた秦野赤十字病院、撤回に向けた対策を
5	8番 加藤 久美	(1) 学校のエアコン整備の進捗状況は (2) 学校給食費補助事業の今後は
6	2番 古宮 祐二	(1) 消防広域化後の消防団体制は (2) 台風19号への対応は
7	12番 原 憲三	生涯学習センターの今後は
8	3番 多田 勲	(1) 震生湖を国登録記念物に (2) 開発から住民を守るための条例制定を

令和元年12月定例会

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

1 (1) 集中豪雨対策の充実強化は	5番 峯尾 進
<p>近年の豪雨災害は、激甚化しており、各地に甚大な被害をもたらしております。中でも、河川の氾濫や崩落による被災が多く、深刻であります。本町においても、関係官庁との連携を密にしながら、防災・減災対策の充実強化が急務となることから、次の質問をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、橋梁等の更新計画と安全対策の検証は。 2、河川の樹木化や河床堆積物の除去など護岸整備等で県と連携しての取り組みは。 3、河川周辺道路から流入する雨水処理対策は。 4、水防訓練や避難困難者等の支援体制と地域防災力の向上支援は。 5、貯留施設及び調整池による治水対策は。 6、雨水浸透不適地の検証と保水対策は。 7、急傾斜地及び危険区域の検証は。 	
<p>【町長答】</p>	
<p>顕在化しつつある気候変動の影響により、今後、暴風雨等による災害発生リスクが高まっているといわれる中、10月に台風19号が発生し、県央地域を通過して東日本を中心に河川の氾濫など甚大な被害が発生しました。本町においては、幸いにして大規模な災害は発生しなかったものの、今後の治水対策や減災対策に向けた取り組みが必要であると認識しております。</p> <p>1点目の「橋梁等の更新計画と安全対策の検証は」についてお答えいたします。本町においては、今後、老朽化する道路橋において、道路交通網の安全性を長期に確保しながら維持管理に掛かる費用を削減するため、事後保全型の管理から予防保全型管理へと転換し、円滑かつ確実に維持管理を行うための「橋梁の長寿命化修繕計画」を平成23年度に策定し、計画的な維持管理に取り組んでおります。また、道路法施行規則に基づき概ね5年毎での橋梁点検を実施し、各橋梁の健全度の把握に努め、補修対策や対策の優先度、予算の平準化を図りながら安全対策に取り組んでおります。</p> <p>2点目の「護岸整備等で県と連携しての取り組みは」、3点目の「河川周辺道路から流入する雨水処理対策は」の2点についてですが、河川は、豪雨による水害から、住民の生命、財産を守るため、計画的かつ着実な整備と適切な維持管理が必要なことから、豪雨発生時での護岸の状況や河川の支障となる樹木等の撤去依頼など、河川管理者である神奈川県と連携を図り取り組んでおります。また、道路排水を河川へ放流する際には、河川管理者と協議を行い、護岸や河床に支障の無いような構造としています。</p> <p>4点目の「水防訓練や避難困難者等の支援体制と地域防災力の向上支援は」のご質問ですが、水防訓練については、消防団員は毎年、小田原市で行っている水防演習に参加し、河川の氾濫や越水等を最小限に防ぐための資材作りや水防工法の訓練を行い、消防団幹部においても、現場指揮のための研修に毎年参加しております。また、避難困難者等の支援につきましては、現在、自ら避難が困難な方の避難行動要支援者名簿を自治会や民生委員等と共有し、避難の際に活用していただいていることから、災害発生時や災害の恐れがある場合には、迅速かつ適切な対応が図られるよう、支援が必要な方の名簿登録や避難時における名簿の活用など、自治会等との連携強化に努めてまいります。なお、地域防災力の向上支援については、今年度より新たな取り組みとして、通常の出前講座とは別に、「災害から全ての人の生命を守るために」をテーマに、ともに助け合い、生きるための心構えや対策についての押しかけ出前講座を始めており、現在8自治会において実施済みで、他の自治会においても順次、実施していく予定としております。</p> <p>5点目の「貯留施設及び調整池による治水対策は」と6点目の「雨水浸透不適地の検証と保水対策は」のご質問ですが、短時間に大雨が降るなどで、標高が低い小さいエリアに集中して雨水が流れ込む地下街や地下室、道路のアンダーパスなど、排水施設の処理能力以上に雨水が流れ込むことにより発生する内水氾濫対策として貯留施設が有効といわれておりますが、本町においては、該当箇所が無いため貯留施設は設けておりません。また、土地の開発行為を行う際、開発区域内から雨水を流すことにより、放流先の河川、水路等の排水能力に不足が生じる場合は調整池を設置するよう中井町開発指導要綱に基づき開発事業者へ指導しております。雨水浸透不適地の検証においては、土地の地下水位と土質により判断され、既存井戸の有無により比較的水位が高い地区は把握しておりますが、土質の浸透に対する適・不適の検証は行っておりません。また、保水対策については、中井町開発指導要綱により雨水は原則浸透処理とするよう指導しており、広域的な視点からでは、水源の森林づくり事業において、森林かん養機能の向上や土壌流出防止に取り組み地下水確保に努めております。</p> <p>7点目の「急傾斜地及び危険区域の検証は」においては、神奈川県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害から町民の生命・財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある「土砂災害警戒区域」の指定を平成25年12月に行ったことから、町においても、土砂災害警戒区域の指定に合わせ、平成26年3月に土砂災害ハザードマップを作成し、町民へ危険性の周知と避難体制の整備を行いました。また、昨年度においては、土砂災害特別警戒区域の指定に向けた基礎調査を行った結果を基に、現在、指定に向け神奈川県が事務を進めており、町でも、特区别警戒区域の指定がなされた後に土砂災害ハザードマップの改定を予定しております。いずれにいたしましても、年々全国各地で豪雨災害や土砂災害規模が拡大する傾向にある中、本町においてもハード、ソフト面に対し、関係機関と連携しながら取り組んでおりますのでご理解願います。</p>	

1(2) 指定管理者制度の課題と今後の方針は	5番 峯尾 進
<p>本町では中央公園管理を指定管理者に委託して、来年で更新時期を迎えます。そこで制度運用以来の評価と今後の運営について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、更新時期を迎え来期の運用は。 2、施設活用の目的と選考基準は。 3、他の施設への運用拡大は。 4、自主事業についての町の支援体制は。 5、施設の利便性の向上は。 6、業務の再委託での町内雇用促進は。 7、職員の専門性ノウハウの維持は。 	
<p>【町長答】</p>	
<p>指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを活用し、利用者に、より質の高いサービスを提供するため、平成25年4月より中井中央公園に導入いたしました。</p> <p>1点目の「更新時期を迎え来期の運用は」のご質問ですが、指定管理者の導入については、現在、2期目を迎えており、指定期間は平成28年4月から令和3年3月までの5年間となっています。今後も、指定管理者制度による質の高いサービスを提供することが可能であると判断し、指定期間が満了した後も、再び、民間の力を活用した公園管理を行っていきたいと思っています。なお、来年度が指定期間の最終年度ですので、令和2年度中に次期の指定管理者を募集し指定管理者の指定に向け事務を進めていく計画でおります。</p> <p>2点目の「施設活用の目的と選考基準は」のご質問ですが、中央公園は子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽にスポーツを楽しめ、地域交流の活性化を図るためのイベント会場として活用されるなど、公共の福祉の増進に資することを目的としています。選考基準については、「運営方策」「業務水準の維持管理向上方策」「自主事業の実施計画」「管理費」など、いくつかの選考基準を設けて審査していますが、今回の選定においては、先般実施した指定管理者の第三者評価や公園利用者満足度調査の結果を踏まえ、選定基準を見直していきたいと考えています。</p> <p>3点目の「他の施設への運用拡充は。」のご質問ですが、現在のところ、他の施設の運営状況等を見ても、中央公園以外の施設へ指定管理を導入する考えはございません。しかし、今後、各施設の運営状況を見ながら、民間の能力を活用することにより、サービスの向上と経費節減が図れる場合には、検討したいと思っています。</p> <p>4点目の「自主事業についての町の支援体制は」のご質問ですが、自主事業についてはサッカー教室や星空観察会など、年間を通じて幅広く開催しており、町も広報誌等で周知しているところです。</p> <p>5点目の「施設の利便性の向上は」のご質問ですが、経費の削減に留まらず、施設の予約や利用料金の支払い期限など指定管理を導入する前より、利用者からも利便性が向上したとの声もいただいております。それが結果として、利用件数の向上にもつながっています。今後も、利用者の意見をいただきながら、施設運営の向上に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>6点目の「業務の再委託での町内雇用促進は」のご質問ですが、指定管理者の募集要件で、町内在住の方が多く所属している「中井町シルバー人材センター」会員の雇用環境を守ることを定めており、町民の雇用促進にも寄与していると思っています。</p> <p>7点目の「職員の専門性ノウハウの維持は」のご質問ですが、定期的な指定管理者との打ち合わせや、公園内の点検を双方合同で行うなど、施設管理における情報共有を図り、指定管理者と連携し、施設管理に取り組んでおります。</p> <p>今後も、指定管理者制度を継続し、町民に対する行政サービスの効果と効率の向上を図っていきますのでご理解願います。</p>	

【問】2「教育日本一」の町づくりを	13番 成川 保美
<p>中井町の教育の歩みは、明治4年に有志が米倉寺に誠成館を設立されたのが第一歩となっている。明治19年に小学校令が発令され、年月を経て、現在の小・中学校が開校された。パソコンや学校ICTの導入。ALTの導入やエアコン設置。平成26年になかいかども園の開設。校務支援システムの導入など、時代に応じた教育環境改革がされてきた。</p> <p>教育の目的は子供たちの能力を引き出し、21世紀時代にたくましく生きる力をつける事です。21世紀は「知識基盤社会」と言われ、グローバル化、高度情報化に対応できる幅広い知識と的確な判断力などを総合的に身に付ける学力が必要です。我が国の社会構造や国民の生活様式などの変化は著しく、少子高齢化など教育を取り巻く状況も一変し、家庭や地域と共に培った教育力の低下が指摘され、新しい理念のもとで教育再生の取り組みが求められている。確かな学力向上と自立した人間形成には、欠落なき教育はもとより、落差なき教育・段差なき教育が解消できる幼保・小・中一貫教育の積極的な推進が肝要です。後世に誇れる教育日本一の歴史をつくるための目標を定め、実現するためにはどうすべきかお尋ねします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、未来を生き抜く中井っ子の育成について。 2、大人がモデルになる教育の町、中井町とは。 3、教育日本一の町づくりに必要なことは。 	
【町長答】	
<p>教育を取り巻く環境が急激に変化するなか、本町では、第六次中井町総合計画に基づき、町民と行政が協働で地域の特性を生かした魅力ある教育・学習施策を進めております。高度情報化社会やグローバル化に対応した学校教育環境の整備・推進に鋭意努めているところであります。</p> <p>中井町の教育に関わる3点のご質問につきまして、教育長より答弁させていただきます。</p>	
【教育長答】	
<p>1点目の「未来を生き抜く中井っ子の育成について」のご質問にお答えします。</p> <p>中井っ子一人一人が、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を开花させ、どのような道に進んでも自らの人生を幸せに送ることができる基礎を養うことが、教育の根底にあると捉えています。そのために、中井の教育では、目指す5つの中井っ子の姿を掲げ、確かな学力、豊かな心、健やかな体为目标に重点施策を策定し、各施策を推進することにより、時代を拓き未来を生き抜く、中井っ子の生きる力の育成に努めています。</p> <p>2点目の「大人がモデルになる教育の町、中井町とは」についてお答えします。</p> <p>子どもが心身ともに健やかに成長するためには、家庭教育、学校教育、社会教育が必要不可欠であります。日常生活や様々な活動の中で、子どもが親を尊敬したり、先生を頼りにしたり、地域の方に感謝したりする経験が、子ども自身の生き方や在り方に大きく影響します。周りの大人が子どもへの関心を深め、子どもに関わり、子どもとともに時を過ごすなかで、子どもが大人をモデルにしたいと思えるような教育の町を目指しています。</p> <p>3点目の「教育日本一の町づくりに必要なことは」についてお答えします。</p> <p>子ども一人一人の資質・能力を伸ばせるよう、学校関係者はもとより、家庭、地域の人々を含め様々な立場から、子どもや学校に関わるすべての大人に期待される役割があります。中井町においては、これまでに実践してきた中井の教育をこれからも地道に実践することが重要であると考えています。特に、学校教育においては、生きる力の育成に向け、幼小中の連携を強化し、なかい授業づくりスタンダードに基づき、新学習指導要領が示す主体的・対話的で深い学びが、日々の授業で実践されることが肝要であります。併せて、ICTを活用した指導方法は、新しい時代を生き抜く中井っ子に必要な資質・能力の育成に有効であると考えていますのでご理解いただきたいと思います。</p>	

【問】 3 令和2年度予算編成は	11番 岸 光男
<p>令和元年10月の内閣府月例経済報告によると、景気は輸出を中心に弱さが長引いているものの緩やかに回復している。</p> <p>先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。</p> <p>ただし、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。また、台風19号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要があるとしている。</p> <p>こうした国内外の現況下、町においては「第六次中井町総合計画」に掲げた基本方針のもと、主要施策が着実に推進されていると思います。そして、次年度に向けて予算編成の基本方針が既に決定され、各課で予算要求されていると思います。そこで、次の3点について質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、令和2年度予算編成基本方針は。 2、令和2年度の歳入見込と予算額は。 3、重点施策は。 	
【町長答】	
<p>我が国の経済状況が議員のご質問にあるような中で、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に基づき、持続的かつ包括的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立するため、潜在成長率の引上げによる成長力の強化、成長と分配の好循環の拡大、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりを経済財政運営の基本認識とし、あらゆる政策を総動員し、経済財政運営に万全を期すとしております。</p> <p>本町においても、社会経済情勢や国・県の動向、政策等を的確に把握し、令和2年度予算編成に臨む必要があると認識しております。それでは、3点のご質問について一括してご回答させていただきます。</p> <p>令和2年度の歳入見込みと財政需要を把握するため、当初予算編成に先立って行った総合計画実施計画のヒアリング結果によると、歳入面では消費税率の引き上げに伴う交付金の増額は見込まれるものの、歳入の根幹をなす町税において生産年齢人口の減少や税制改正の影響による町民税の減収が見込まれることから、歳入全体では大幅な増収を期待することはできない状況です。一方、歳出面では会計年度任用職員制度への移行に伴う人件費、高齢化の進展に伴う社会保障費、公共施設・インフラの老朽化に伴う修繕や長寿命化対策など財政需要の増大が見込まれております。</p> <p>このような状況を受け、令和2年度予算編成方針では、予算要求段階において、議会からのご指摘やご提言、行政評価の結果、各種監査における監査委員意見等も踏まえ、あらためて、施策・事業の成果、課題、必要性を徹底的に検証するとともに、各所属長のマネジメントやリーダーシップのもと、本町の財政状況を十分に認識した上で、全庁的な視野に立って予算編成に当たるよう指示をいたしました。</p> <p>第六次中井町総合計画前期基本計画で定める3つの重点プランを着実に推進していくため、令和2年度予算においては、「交流人口の増加～活力を生み出す里都まち交流人口増加への取り組み～」、「定住促進～快適な里都まちライフスタイルによる定住促進の取り組み～」、「安全・安心確保～安心を支える里都まち地域づくりへの取り組み～」を重点施策として位置付けております。</p> <p>これら重点施策に基づく令和2年度からの新たな具体的な取り組みとして、子育て支援施策の更なる充実を目的とした学校給食費補助事業の拡充、並びに竹灯籠の夕べ、あかりの祭典など本町の貴重な観光資源として活用している厳島湿生公園を将来にわたって良好な環境を維持すべく公園内木道の改修に着手していきたいと考えております。</p> <p>町の魅力や持続可能性を高めていくことを目指し、令和2年度当初予算編成を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>	

【問】 4 (1) 中井町火葬料補助を引き上げ、町民負担を秦野斎場 11,000 円、小田原市斎場 12,000 円に

7番 尾尻 孝和

秦野斎場と小田原市斎場の建て替えに伴い、火葬料金の大幅引き上げがおこなわれました。中井町民の現時点での利用負担額は、火葬料金から中井町の火葬料補助 5 万円を差し引いて、秦野斎場 23,000 円、小田原市斎場 28,000 円となっています。

人間だれにも訪れる死。そして、いずれかの斎場にお世話になります。「自己責任」の考えで、残された財産によって火葬形態が違って来るなど、もともと想定されていません。火葬斎場事業は公共性がきわめて高く、民間による提供はおこなわれていない事業です。

中井町でも、亡くなられた方の経済状態に関係なく、町民の火葬料負担ゼロないし少額負担が長く続いてきました。近年の町民負担は 2013 年から秦野斎場 5,000 円、2007 年から小田原市斎場 6,000 円となっていました。

今回これまでの町民負担から一気に 4.6 倍の負担額となり、近隣の市民・町民の負担額と比べても 2 倍以上の負担額となっています。現状をそのまま放置せず、火葬料補助を増額し、町民負担は無料をめざしつつ、せめて、近隣市民・町民と同じ水準の、秦野斎場 11,000 円、小田原市斎場 12,000 円とされてはいいかがか。町長の考えは。

【町長答】

町では従前より、本町に住民登録のある方がお亡くなりになり、近隣自治体の火葬場を利用した際には、その利用料負担に対して助成し、町民の負担を軽減することにより、町民生活の福祉向上に努めているところです。

こうしたなか、近年、近隣の小田原市斎場、秦野斎場が再整備され、両市とも受益と負担の適正化等を図るため、利用料金の改定が行われ、市外利用者となる本町住民の利用料も大幅に増額されたことから、本年 3 月議会において、町では更なる町民負担の軽減を図るため、火葬に付された方が満 12 才以上のときは、従前 32,000 円の補助金額を 50,000 円に、火葬に付された方が 12 才未満のときは、従前 16,000 円の補助金額を 25,000 円に増額改定する条例改正案を提案しご承認いただき、本年 7 月より施行しているところです。

議員ご提案のように町民負担を軽減し安心して暮らせるまちづくりを進めることは必要なことと認識しています。しかしながら、条例改正案の提案時にも説明させていただいているところですが、小田原市斎場の例では、火葬場施設の整備や維持にかかる経費は税負担とし、火葬業務自体に係る経費は各々の利用者負担をお願いするという受益者負担の考えで料金改定を実施したということから、本町としても同様の考えのもと、今後の財政状況や高齢化の状況等を勘案したなかで、補助金額を決定させていただきましたので、現時点では、更なる改定は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

【問】 4 (2) 公立・公的病院の再編統合対象として名指しされた秦野赤十字病院、撤回に向けた対策を

7番 尾尻 孝和

今年 9 月 26 日、厚生労働省は、公立・公的病院の再編統合に向けた議論を促すとして全国 424 の病院名を公表しました。この中に、秦野市内の秦野赤十字病院と国立病院機構神奈川病院の 2 病院が含まれています。

厚生労働省は対象病院の再編統合についての議論を本格化させ、来年 9 月までに結論を求めるとしています。

中井町では、来年 4 月からの秦野赤十字病院へのオンデマンドバス運行の検討が進んでいます。オンデマンドバスで行けることになって、その病院が統廃合されてしまっても元も子もありません。町民がオンデマンドバスで通える唯一の総合病院、秦野赤十字病院は重症者に対応する「高度急性期」病棟などがある公的総合病院です。

- 1、厚生労働省による公立・公的病院の再編統合に向けた今回の発表、ならびに来年 9 月までに結論を求める動きをどのように認識されているか。
- 2、この問題で秦野市や秦野赤十字病院などとの情報交換、対策の検討は。
- 3、中井町として、一方的に公表された病院名リストの撤回を政府・厚生労働省に申し入れるなど、具体的な対策をとるべきだが、その取り組みは。

【町長答】

団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年には、全国で 3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上になることが見込まれています。今後の更なる高齢化の進展に伴い、医療・介護ニーズの増大が見込まれ、限られた資源を最大限に活用しながら、変化に対応した適切な医療・介護の提供体制の構築を図ることが求められています。

こうした課題を踏まえ、「神奈川地域医療構想」が策定され、各地域での「地域医療構想調整会議」によって、地域課題を共有するとともに、県や医療関係者等と連携し、医療提供体制の整備、地域包括ケアシステムの推進を図っているところです。

1 点目「厚生労働省による公立・公的病院の再編統合に向けた今回の発表、ならびに来年 9 月までに結論を求める動きをどのように認識しているのか」についてお答えします。

今回の再編統合等の公表は、地域での個別事情等を踏まえず、全国一律の基準により行われ、医療機関の診療

実績データ等も2年前となる2017年のもので、その後の成果などが考慮されていないなど、問題点もあると認識しております。

突然の公表により、当該医療関係者等だけではなく、患者や近隣住民への不安、不信につながるものと危惧しているところ です。

2点目の「この問題で秦野市や秦野赤十字病院などとの情報交換、対策の検討は」、3点目「中井町として、一方的に公表された病院名リストの撤回を政府・厚生労働省に申し入れるなど、具体的な対策をとるべきだが、その取り組みは」について、あわせて回答させていただきます。

本町にとって、秦野赤十字病院等の身近な医療機関は、町民が安心して暮らせる環境づくりを図るうえで大変重要であると認識しております。

秦野市等の関係機関とも情報を共有し連携を図りながら、今後の地域医療構想調整会議等の中で、病院の実績、必要性等について訴えていきたいと考えております。

なお、この件に関しては、私からも直接、秦野市長に協力の申出をさせていただいておりますし、区域外となる調整会議出席への配慮等も県担当局長等へ要望させていただきました。

今後の議論や国の動向等にも注視し、国と地方が共通の認識を持って地域医療構想等の取組を進めていけるよう、必要に応じ、町村会等を介し、国にも要望してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思 います。

<p>【問】5（1）学校のエアコン整備の進捗状況は</p>	<p>8番 加藤 久美</p>
<p>ここ数年、地球温暖化の影響により酷暑が続いています。愛知県では学校施設内で熱中症により児童が死亡するという不幸な事故があり、学校施設内へのエアコン設置に関心が高まりました。その後、国の補助金を利用するなどして、多くの自治体でエアコン設置が急加速しました。</p> <p>本町においては平成25年に全ての普通教室に一早くエアコンが設置され、大変評価すべき取り組みだと感じておりました。</p> <p>それから5年以上が経過し、年々夏の気温が上昇していることから、普通教室だけではなく特別教室においても必要ではないかということで、町では年間1～2教室のエアコン設置を行っています。そこでいくつかお尋ねします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、エアコン設置教室の選定について。 2、教員・生徒・保護者などからのエアコン設置要望等について。 3、学校図書室のエアコン設置の必要性について町の考えは。 	
<p>【町長答】</p>	
<p>今年の夏も猛暑日が続き、全国的に厳しい暑さとなりました。このような猛暑が毎年のように発生するのではないかと懸念が拭えない中、子どもたちが集い学ぶ学校教育の場においても、その暑さと熱中症の対策が課題となっており、子どもたちの健康管理や学習意欲の向上を図るためにも、小中学校へのエアコン整備の有用性は十分理解しているところです。</p> <p>1点目の「エアコン設置教室の選定について」、2点目の「教員・生徒・保護者などからのエアコン設置要望等について」、そして3点目の「学校図書室のエアコン設置の必要性について町の考え方は」のご質問について、それぞれ関連がございますので併せてお答えいたします。</p> <p>小中学校のエアコン整備については、普通教室の整備が完了し、特別教室についても順次整備を進めているところでありますが、中学校の授業では、教科担任制であるため、特別教室を利用する頻度が高くなっております。そのような状況からエアコン整備教室の選定にあたっては、まずは、利用頻度の高い特別教室から順次導入していく計画としております。</p> <p>今後も、学校視察や予算ヒアリング時に空調機器を始めとする教育環境の整備要望を踏まえながら、特別教室におけるエアコン整備も含めた学校施設設備の質の向上に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、学校図書室については、児童・生徒の健全な教養を育成し、学校の教育課程の展開に大変寄与するものと認識しております。エアコンの整備については、財政負担が大きいことから、他の特別教室と同様に優先順位をつけて計画的に整備し教育の質の向上を図りたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りたいと思っております。</p>	
<p>【問】5（2）学校給食費補助事業の今後は</p>	<p>8番 加藤 久美</p>
<p>本町では学校給食費の保護者負担軽減を図るための補助事業を平成27年度より行っています。本来この事業は杉山町長の公約であった給食費無償化から始まり、財政負担が大きいとのことで無償化ではなく補助事業となり、月額1人につき小学生300円、中学生400円が補助金額となっています。</p> <p>学校給食法の「子どもの食費にかかる部分だけは保護者が支払う」とする保護者が子どもを育てる気持ちを大切にす意味合いから、当初私は、無償化に対し反対でありましたが、あれから数年の間に社会背景の変化と共に、子どもの貧困やネグレクトなどの児童虐待が増加したことからも「子どもは社会で育てる」という考え、子どもの権利を保障する上でも、学校給食の無償化や補助は必要性の高い事業であり、推進したいという考えに至りました。</p> <p>無償化に向けた学校給食費補助事業を今後どのように進めていくのか、具体的な町の考えと計画等について伺います。</p>	
<p>【町長答】</p>	
<p>学校給食費補助事業については、児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、平成27年度から実施してまいりました。</p> <p>岸議員からの一般質問でお答えしたとおり、来年度から、学校給食費補助事業の拡充を予定しており、具体的には、中学生については学校給食費の全額無償化、小学生については教育委員会において学校給食費の増額改定を検討していることから、現在より学校給食費に係る保護者負担が増加することがないように補助金額の引き上げを予定しております。</p> <p>小学生の給食費全額無償化についても、今後の財政状況を踏まえ、引き続き、実施に向けて努力するとともに、子育て施策や教育に関する事業をしっかりと進めていくことで、安心して子育てができる環境の整備を図りたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。</p>	

【問】6(1) 消防広域化後の消防団体制は

2番 古宮 祐二

消防団員は地域に密着した防災活動の中心的組織として、重要な役割を果たしています。災害時は団員としてその対応にあたり、平時には訓練や予防広報、所有機材の整備点検などに従事しています。しかしながら、近年では就業形態の変化や若年世代の人口減少により、入団希望者は減少しているのが実情で、町も消防団懇話会の答申を受け、種々の方策をとっています。そこで伺います。

- 1、団員居住地、勤務先それぞれの町内外の割合は。
- 2、隣接する市町在住の入団を認めたが、その効果は。
- 3、機能別消防団員活用の今後の計画は。
- 4、消防広域化に伴い、消防団の役割はどのように変化したか。
- 5、現在の7分団体制を見直し、中村・境・井ノ口に各1分団など分団再編の考えは。
- 6、消防関連機器の自治会による補助金購入はやめるべきでは。

【町長答】

消防団は、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として大きな役割をもって、設置されています。中井町消防団においては、発足以来、社会情勢の変化の基、幾度となく分団の再編成が行われ、平成9年4月から現在の7箇分団、団員定数128名の体制で活動しているところです。

1点目の「団員居住地、勤務先それぞれの町内外の割合は」についてお答えいたします。

現団員数は、団員定数に対し、1名欠員の127名となっており、団員居住地の町内外の割合は、町内居住者118名で割合は約93%、町外居住者9名で約7%となっています。勤務先の町内外の割合は、町内在勤者52名で割合は約41%、町外勤務者75名で約59%となっています。

2点目の「隣接する市町在住の入団を認めたが、その効果は」についてお答えいたします。

今年4月1日から条例改正により隣接市町に居住する在勤者が団員となれることになりましたが、消防団員の改選時期と条例施行が同時期であったことから、今年度の団員改選に伴う人選も終了していたため、条例改正に伴う現時点での判断はできませんが、現在の9名の町外居住者については、婚姻やその他の事情により、一時的に転出した団員で、引き続き消防団活動に従事できることで、団長が特に必要と認めた団員となっており、このうち4名がこの条例改正の該当者となりました。

3点目の「機能別消防団員活用の今後の計画は」についてお答えいたします。

消防職員や消防団OBなどの経験者を活用した機能別消防団員制度は、日中の災害に対応できる団員の確保において有用なシステムと考えられますが、現時点では概ね団員の確保もできていることから、今後の課題として、現役の消防団員にも意見を聞きながら導入について検討したいと考えています。

4点目の「消防広域化に伴い、消防団の役割はどのように変化したか」についてお答えいたします。

中井町の消防団においては、昭和46年8月に足柄消防組合が設立され、特に中井分署が設置された昭和49年4月以降、常備消防の火災現場に到着する時間が大幅に短縮されたことで、火災に関しては消防団の役割は、前線での消火活動から常備消防の後方支援へと変化してきたところです。しかしながら、消防団の役割は、火災対応だけでなく、火災予防や警戒、災害の対応、地域住民に対する指導、啓発など多岐にわたっており、近年、全国各地で発生している大きな自然災害などの対応では、その役割は以前に増して重要なものとなっております。

5点目の「現在の7分団体制を見直し、中村・境・井ノ口に各1分団などの分団再編の考えは」についてお答えいたします。

町では消防団等のあり方や方向性について、中井町消防懇話会で審議していただき、現状、概ね団員定数が確保されていることや、現在の消防車両も当面使用が可能であることから、現状維持に向けた提言を昨年10月29日に答申されているところであり、町としても中井町消防懇話会の提言を尊重しつつ、地域防災力の低下にならないように、現在の消防団体制の維持と団員確保に取り組んでいきたいと考えております。

6点目の「消防関連機器の自治会による補助金購入はやめるべきでは」についてお答えいたします。

現在、消火栓に付属しているホース等の管理については、地域での訓練等の際に点検を兼ねて使用することで、ホースの消耗等を把握し、自主防災会の資機材購入補助の中で更新をお願いしていたところですが、自主防災会において、すべてのホースの点検や適切に更新することは困難であるとの報告も受けており、実際に点検や更新がされていない箇所も見受けられ、有事の際に支障をきたす可能性もあることから、来年度に向けては、町において管理する方向で考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

【問】6(2)台風19号への対応は	2番 古宮 祐二
<p>関東地方を始め広範囲を直撃した台風19号。15号に続き警戒されていたが、各地で記録的豪雨と被害をもたらした。県内でも死者・行方不明者を出し、災害救助法の適用を受けた市町村もあった。町内では人的被害はなかったものの、土砂崩れ等の被害があった。箱根町では総降雨量1,000ミリを超えるなど、繰り返す豪雨は大被害がもはや想定外でないことを突きつけている。そこで、町の災害対応について質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、井ノ口坂本地区など町内危険箇所の増水対策は。 2、改善センター、井ノ口公民館、境コミュニティセンターの避難所開設の理由は。 3、役場周辺の浸水対策は。 4、停電に対する町の対応は。 5、町内被害の把握はできているか。 	
【町長答】	
<p>台風19号は、関東地方や東北地方などで記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂災害による甚大な被害をもたらしました。中井町においても、土砂災害や中村川、藤沢川の氾濫の危険性を考慮しながら、事前の注意喚起や安全に避難行動が取れるように、早めに避難情報を発令するなど、防災対応を行ったところです。</p> <p>1点目の「井ノ口坂本地区など町内危険箇所の増水対策は」についてお答えいたします。</p> <p>気象レーダーの発達により、雨雲の位置や降水量、気象予測情報が随時公表され、豪雨等に対する事前準備体制が迅速に対応できる状況にある中、本町においては道路パトロール実施時に、過去の浸水箇所や畑からの土砂流出箇所等のチェックポイントを基に、事前に集水樹の清掃や土のうの設置、側溝清掃等を行うなど、増水対策に取り組んでおります。</p> <p>2点目の「改善センター、井ノ口公民館、境コミュニティセンターの避難所開設の理由は」についてお答えいたします。</p> <p>中井町では地域防災計画において、中村、井ノ口両小学校と中井中学校、境コミュニティセンターの4箇所を避難所として指定しているところですが、今回の対応については、台風の事前情報において、大雨による土砂災害の警戒が懸念されていたことから、土砂災害ハザードマップに記載された危険地域にお住まいの方など、ある程度避難者が限定されることも考慮し、避難所に指定されている広い体育館でなくても対応できるとの判断のもと、避難者が少しでもくつろげる環境のある3施設を避難所として開設しました。</p> <p>3点目の「役場周辺の浸水対策は」についてお答えいたします。</p> <p>役場周辺については、洪水ハザードマップにより、50cm未満の浸水エリアに指定されており、災害時に役場周辺が浸水し防災拠点としての機能が確保できるか、懸念されているところではありますが、庁舎周辺の低い駐車場なども含めた平均値での浸水想定となっていることから、庁舎においては、周辺の土地よりも高く建設されているため、庁舎機能は確保できると考えております。</p> <p>4点目の「停電に対する町の対応は」についてお答えいたします。</p> <p>公共施設の停電に対する対応については、役場庁舎及び井ノ口公民館については自家発電設備が整備されており、停電時には自動的に運転し、電気が供給できるようになっています。また、保健福祉センター及び指定避難所に指定している小中学校の体育館については、太陽光発電と連携した蓄電設備を設置し、防災対策を実施しております。</p> <p>なお、その他の公共施設については、自家発電設備等は整備されておりませんが、必要に応じて、携帯型の発電機等で対応することとしております。</p> <p>5点目の「町内被害の把握は出来ているのか」についてお答えいたします。</p> <p>町内の被害状況の把握については、町民からの通報によるものが一番多く、その他では職員や消防団等の町内パトロールにより災害を把握し、復旧作業等を行っている状況です。ただし、個人所有物の被害については、把握は難しく、罹災証明の相談や情報提供等のあったものを被害として把握している状況ですので、ご理解いただければと思います。</p>	

【問】 7 生涯学習センターの今後は

12番 原 憲三

平成29年秋に発表された中期財政展望に基づき、町長は基本構想まで作られてきた生涯学習センターの建設計画を平成35年（令和5年）まで延期した。

今年度、県内で唯一未実施だった図書電算化がされたものの、本格的なホールや体育館がないことなど施設の充実には、依然として町民の願いとしてある。

公共施設の長寿命化も課題ではあるが、施設の多目的化・複合化の視点も併せ持ち、施設新設を含めた公共施設再編が、結果的に町民の豊かな暮らしに繋がると考え、質問します。

- 1、延期した生涯学習センターをどのように実現する予定か。
- 2、防災機能を備えた生涯学習センターをつくる考えは。
- 3、公共施設長寿命化計画の進捗状況は。
- 4、こども園や子育て支援センターを施設の多目的化の一環として親子避難所等に指定する考えは。

【町長答】

町民の暮らしの満足度を維持・向上させていくためには、中長期的な視点に立って、次の世代や将来的に町民に還元されるべき効果が見込まれる施策について、その必要性や優先性を見極め、持続可能なまちづくりを行っていくことが重要だと考えております。その考えの下、ご質問にあります生涯学習センターの建設にも取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

1点目の「延期した生涯学習センターをどのように実現する予定か」、2点目の「防災機能を備えた生涯学習センターをつくる考えは。」のご質問について、あわせて回答させていただきます。

平成29年度に中長期的な施策を着実に推進していくため、その裏付けとなる財源を適切に見込み、財政運営上の課題を整理し、持続可能なまちづくりを進めるため、「中期財政展望」を取りまとめ、歳入・歳出の推移とともに、持続可能なまちづくりの考え方について、議員の皆様へご説明させていただき、町民の皆様にも町政懇談会を開催し、ご説明させていただきました。

その際に、役場周辺拠点整備については、確かな財源的担保をもって推進していくことが必要であるとの認識から、まずはインターチェンジ周辺に産業系拠点の形成を図り、企業誘致施策による税収確保に最優先で取り組み、その効果が表れる時期が早くとも平成36年度、令和6年度以降であることから、あらためて施設建設の効果や時期を測りつつ、長期的な視点により、他の公共施設の整備方針との整合性等も含め将来的な実現可能性を模索させていただきたいとご説明させていただきました。現時点においても、その考えは変わっておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

また、施設の規模、機能についても、現時点では具体的な計画を定めておりませんが、私としては、役場周辺地区の核となるよう公共施設の統廃合も視野にいたした複合施設の建設が望ましいと考えております。

なお、先ほどお答えしたとおり、施設建設については令和6年度以降にあらためて検討するものではありませんが、現時点においても、施設建設を念頭に、財政運営上可能な範囲ではありますが、公共施設建設準備積立基金への積立を行っておりますので、その点についても併せてご理解をいただきたいと存じます。

3点目の「公共施設長寿命化計画の進捗状況」についてですが、公共施設長寿命化計画は、町が今後も保有していく施設の機能や性能を良好に保ち、長期に渡って町民等が安全に利用でき、修繕・更新コストの平準化等を図ることを目的に策定しており、町有施設の維持保全の方向性についての実施内容、時期、費用等の具体的な個別施設のアクションプランとなるものです。

現在、平成30年度に実施しました劣化状況調査結果等を踏まえ、ライフサイクルコストの試算及び施設の予防保全や長寿命化に基づく修繕・更新の年次計画を取りまとめているところであり、計画策定に向けて令和2年1月にパブリックコメントを実施する予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の「こども園や子育て支援センターを施設の多目的化の一環として親子避難所等に指定する考えは」についてお答えします。こども園や子育て支援センターは、日中に親子が利用する施設であることから、災害時に、一時的に滞在できる施設としては、有効な施設であると考えております。しかしながら、こども園は非常用発電設備などの対応ができていない事や指定避難所である井ノ口小学校の隣接に立地していることなど、また、子育て支援センターは土砂災害警戒区域に隣接していることから、現時点では両施設とも避難所の指定については考えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

8 (1) 震生湖を国登録記念物に	3番 多田 勲
<p>震生湖は豊かな里山と優れた自然環境に恵まれ、秦野盆地・丹沢と大磯丘陵を一望できる良好な景観を併せ持つだけでなく、関東大震災によって崩れた斜面は地質学上貴重な学術的資源と言われ、中井町を代表する観光地であり年間約7万人が訪れています。秦野市ではこれまで散策路の改修、トイレの設置など整備をおこなってきました。中井町でも秦野市の整備計画と連携を図りながら散策路等の整備を実施してきました。秦野市では4年後の2023年に震生湖が誕生100周年を迎えることから、国の登録記念物として登録できるよう準備を進めています。登録の条件は2つあり、1つは秦野市と中井町で合意、意見具申すること。2つ目は登録対象地域の地権者の合意を得ることです。そこで町の登録に向けた考えを伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、中井町で国登録記念物に向けた動きは。 2、登録により期待される効果は。 3、登録に障害となる課題と問題は。 4、中井町に独自の震生湖整備計画はあるか。 5、登録にあたり地域住民・町民に周知していく方法は。 6、震生湖以外に町内の国登録記念物を増やす考えは。 	
【町長答】	
<p>震生湖は、1923年、関東大震災により形成された秦野市、中井町の行政界にまたがる湖であり、現在、地元の方々に愛され、紅葉の時期には、湖面に映し出さる色づいた木々が美しく、週末には散策やハイキングを楽しむ方々が多く訪れ、賑わいをみせております。それでは順次質問にお答えいたします。</p> <p>1点目の「中井町で国登録記念物に向けた動きは。」ですが、4年後の2023年に震災後100年を迎えるにあたり、震災遺構として認識を深め、防災意識の向上、防災教育にも役立て、さらには、観光名所として発展させるため、秦野市と中井町の両市町で国登録記念物の登録を目指し、準備を進めているところです。具体的には、今年の7月に地権者等を対象とした説明会を開催し、その後、地権者個々への折衝については、所有者の大半が秦野市在住であることから、秦野市が主体となり行っている状況です。また、10月には、震生湖の現地見学会さらには、11月に、「震生湖 震災遺構の保存と活用」と題し、講演会とパネルディスカッションを行い、震生湖の文化財としての価値を理解していただき、国登録文化財の機運を高めるよう秦野市と連携を図り、取り組んでいるところであります。</p> <p>2点目の「登録により期待される効果は。」については、登録することにより震災遺構として、また、観光名所として改めて震生湖が注目され、知名度の向上により来訪者の増加が期待され、両市町にとって地域の活性化につながると認識しております。</p> <p>3点目の「登録により障害となる課題と問題は。」についてですが、現在、登録に必要な地権者への同意を得よう取り組んでおりますが、地権者が多く、またその内には、未相続である土地が存在するなどの課題もあります。今後、最終的に地権者との合意形成が図れるよう秦野市と連携を取りながら努めてまいります。</p> <p>4点目の「中井町に独自の震生湖整備計画はあるか。」についてですが、現時点において町独自の整備計画はございませんが、秦野市において整備に関する地権者との交渉が実施されておりますので、その動向を注視しつつ対応してまいりたいと考えております。</p> <p>5点目の「登録にあたり地域住民・町民に周知していく方法は。」についてですが、既に実施した見学会や講演会等、地権者以外の方にも参加していただいて広く周知を図っており、今後については、秦野市と協議を行い、歩調を合わせ、必要に応じて対応していきたいと思っております。</p> <p>6点目の「震生湖以外に町内の国登録記念物を増やす考えは。」についてですが、現在、県指定の天然記念物や、中井町指定重要文化財など、町内に所在する保護価値のある文化財を指定しています。それら指定以外のものでも、登録するに値する記念物や文化財に関しては文化財保護委員会、所有者等とも協議しながら検証していきますのでご理解いただきたいと思います。</p>	
【問】8 (2) 開発から住民を守るための条例制定を	3番 多田 勲
<p>中井町では、一定規模を超える開発行為は町の開発指導要綱の指導対象となります。この要綱自体は、法律、条例等に基づくことなく、行政機関の内部規定である要綱として行政指導が行われます。その目的は開発行為に関し必要な事項を定めるとともに、秩序ある土地利用と良好な生活環境の確保を図り、豊かさと活力とゆとりが共生する、水と緑に恵まれた町を目指すことにあります。</p> <p>しかしながら、要綱自体は法律や条例等と異なり、あくまで相手方の任意の協力のもとで行政目的を達成する</p>	

ものであり、当然、事業者や地域住民に対して法的な拘束力や強制力を有するものではありません。町は事業者に対して行政指導をしたが、事業者が約束事を守らなかつたり、反故にされたりして、町民が様々な被害に遭う可能性があると思われま

す。このリスクから町民を守るために行政指導ではなく、条例といった正式な例規を整えて規制等実施すべきであると考え、質問します。

- 1、開発指導要綱の果たす役割に関する認識は。
- 2、開発指導要綱を条例化する考えは。
- 3、開発計画に対して住民の声を、町はどのように聞いて行政指導に反映していくか。

【町長答】

町では、豊かな自然環境と都市的生活環境が調和した「里都まち」の実現に向け、豊かな自然環境の保全と新たな交流・産業拠点の整備に取り組んでいるところです。

1点目の「開発指導要綱の果たす役割に関する認識は」のご質問ですが、地域住民の良好な生活環境の維持を図るため、安全で秩序ある開発への指導を行うことを認識しており、本町においても開発指導要綱に基づき、秩序ある開発への誘導と道路や給排水などの施設整備に対する指導を行っております。

2点目の「開発指導要綱を条例化する考えは」のご質問ですが、過去においても開発指導要綱の条例化だけでなく、都市計画法や建築基準法、更には景観法などを一体とした条例の検討を進めてきた経緯があります。

しかし、開発指導要綱に基づく指導でも、一定の成果を果たしていますので、「条例」の制定は見合わせているところです。

今後も社会情勢の変化や町民のニーズ等を注視しながら、条例化への判断を行っていきたいと考えています。

3点目の「開発計画に対して住民の声を、町はどのように聞いて行政指導に反映していくのか」のご質問ですが、開発指導要綱の中には地域住民等との調整を行うよう規定しており、開発後の土地利用による周辺への影響が無いよう、開発事業者へ指導を行っております。

また、「市街化調整区域における開発面積 3,000 平方メートル以上の開发行為」や「土地利用に関し特に調整を要する事項」については、中井町土地利用調整委員会に諮るなど、自然環境の保全を図りつつ、生活環境の整備と町の調和のある発展を期するため、土地利用の計画的かつ総合的な調整を図っておりますのでご理解願います。